

麻しん(はしか Measles)・風しん(三日ばしか Rubella)

予防接種〔第2期〕のお知らせ

平成18年4月より、麻しん風しん(MR)の予防接種は、麻しん風しん混合ワクチンにより、お子さんが生後12～24ヶ月未満の間（第1期）と小学校就学前の1年間（第2期）の2回接種制度となりました。お子さんが、第2期の対象年齢となりましたので、お知らせいたします。

麻しん風しん(MR)の予防接種は、2回の接種を受けることで、1回の接種では免疫が付かなかった人に免疫を付けることができます。さらに、接種後年数の経過と共に、免疫が低下してきた人に対しては、免疫を増強させる効果があります。1歳時に1回接種した方も、もう1回接種を受けてください。また、麻しんは毎年春から初夏にかけて流行が見られるため、この予防接種は4月から6月の間に受けることが望ましいとされています。

1. 対象者 **平成23年4月2日生まれ～平成24年4月1日生まれのお子さん**
(5歳～7歳未満の年長児)
2. 実施期間 **平成29年4月1日～平成30年3月31日まで** (小学校就学前の1年間)
3. 接種費用 無料 (上記実施期間内に接種を受ける場合で多摩市に住民登録がある方)
4. 接種回数 1回
5. 実施場所 麻疹風疹予防接種実施医療機関 (別紙「多摩市予防接種実施医療機関」参照)
6. その他
 - ・接種を希望する場合は、医療機関に予約をしてください。
 - ・**当日は母子健康手帳と同封の予診票をお持ちください。**

●麻しん(はしか)(Measles)

麻しんウイルスの空気感染によって起こります。感染力が強く、予防接種を受けないと、多くの人がかかる病気です。発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹を主症状とします。最初3～4日間は38℃前後の熱で、一時おさまりかけたかと思うと、また39～40℃の高熱と発疹がでます。高熱は3～4日で解熱し、次第に発疹も消失します。しばらく色素沈着が残ります。

主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。患者100人中、中耳炎は約7～9人、肺炎は約1～6人に合併します。脳炎は約1,000人に1～2人の割合で発生がみられます。また、亜急性硬化性全脳炎(SSPE)という慢性に経過する脳炎は約10万例に1～2例発生します。このように予防接種を受けずに、麻しん(はしか)にかかった人は数千人に1人の割合で死亡します。

●風しん(Rubella)

風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。潜伏期間は2～3週間です。軽いかぜ症状ではじまり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。そのほか、眼球結膜の充血もみられます。発疹も熱も約3日間で治るので「三日ばしか」とも呼ばれることがあります。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は患者3,000人に1人、脳炎は患者6,000人に1人くらいです。大人になってからかかると重症になります。

妊婦が妊娠早期にかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った児が生まれる可能性が高くなります。

【予防接種を受けるに当たって】

① この予防接種の説明をよく読んで、予防接種の必要性や副反応についてご理解の上、お受けください。なお、「予防接種と子どもの健康(Vaccination and children's Health)」の外国語版(Foreign Language)をご希望の方は、下記 URL<予防接種リサーチセンター (Public Foundation of the Vaccination Research Center) >をご覧ください。利用規約を遵守し、ご利用ください。

<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>

- ② 予診票は、お子さんの健康状態を把握する重要な書類です。保護者が責任をもって記入してください。
- ③ 他の予防接種の間隔や、接種を受けるにあたっての注意事項は別紙「予防接種間隔表」でご確認ください。
- ④ 当日は診察しやすい服装でおでかけください。
- ⑤ 時間的余裕を持って、日頃お子さんの健康状態をよく知っている保護者の方が、お連れになってください。

【予防接種後の注意】

- ① 接種を受けたあと30分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をして構いませんが、はげしい運動はさけましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【副反応について】

ワクチンの添付文書によると、接種直後から数日中に発疹、蕁麻疹、紅斑、多形紅斑、そう痒、発熱等があらわれることがあります。また、局所症状として、発赤、腫脹、硬結、疼痛等があらわれることがあります。

重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー（蕁麻疹、呼吸困難、血管浮腫等）・血小板減少性紫斑病（接種後数日から3週ごろに紫斑、鼻出血、口腔粘膜出血等）・急性散在性脳脊髄炎 ADEM（接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害等）・脳炎、脳症・けいれん（熱性けいれんを含む）を起こすことがあります。

接種を受けたあと、万一異常がありましたら医師の診察を受けてください。

【予防接種による健康被害救済制度について】

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をするあるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

【問い合わせ先】 多摩市健康推進課(多摩市立健康センター)

〒206-0011 多摩市関戸4-19-5 TEL042-376-9111 (H29.2.24)